

横須賀市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に

関する対応要領に係る留意事項

この留意事項は、横須賀市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の

推進に関する対応要領（以下「対応要領」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、

必要な留意事項を定めるものとする。

なお、本留意事項中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しないことを

もって障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下

「法」という。）に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律

第84号）第4条の基本的な理念及び法の目的を踏まえた対応を図るものとする。

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種

機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者で

ない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害す

ることを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、

不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇す

る取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の

提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために

必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、

不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務

又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うこ

とである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや

各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われた

ものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職員は、正当な

理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：

安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び教育委員会の事務又は事業の目的・

内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断

することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者及び必要に応じて障害者

の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由

を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

だい3 ふとう さべつてきとりあつかい ぐたいれい
第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつかい あたりえる ぐたいれい い か だい2 しめした
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示した

ふとう さべつてきとりあつかい そうとう いな こべつ じあん はんだん
とおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断され
ることとなる。

い か きさい ぐたいれい せいとう りゆう そんざい ぜんてい
また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提

い か ぐたいれい れいじ きさい
としていること、さらに、以下の具体例はあくまでも例示であり、記載されているもの

かぎられない りゆうい ひつよう
だけに限られないことに留意する必要がある。

ぐたいれい しこうご ひつよう おうじてみなおし おこなう
なお、具体例は、施行後も必要に応じて見直しを行うものとする。

- しょうがい りゆう まどぐちたいおう きよひ
障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゆう たいおう じゅんじょ あとまわし
障害があることを理由に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゆう しょめん こうふ しりょう そうふ ばん ふれつ と ていきょうとう こぼむ
障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- しょうがい りゆう せつめいかい しん ぽ じう むとう しゅっせき こぼむ
障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- じむ じぎょう すいこうじょう とく ひつよう しょうがい りゆう
事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由
に、らいちよう らいこう さい つき そいしゃ どうこう もとめる じょうけん つけたり とく ししょう
に、来庁や来校の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障
がないにもかかわらず、つきそいしゃ どうこう こぼんだり
がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- しょうがい りゆう しゃかいきょういくしせつとう きーびす りゆう
障害があることを理由に社会教育施設等やそれらのサービスの利用をさせない。
- しょうがい りゆう がっこう にゅうがく しゅつがん じゅり じゅけん にゅうがく じゅぎょうとう
障害があることを理由に学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等への
さんか しきてんさんか こぼむ こぼまないかわり せいとう りゆう じょうけん
参加、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件

を付す。

- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的

配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を

享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、

特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を

課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務

又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去

を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が

過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁

の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者

が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と

相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた

ものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の

場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組で

あり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況

に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれてい

る状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重

な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の

建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなさ

れるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に

応じて変わりうるものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するもの

とする。なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との

関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境

の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる

点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、

筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者

が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳等を介するものを含む。）

により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害、

高次脳機能障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の

家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐

して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴

っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の

除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に

対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な

取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物の

バリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の

整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される

措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮

の内容は異なることとなる。また、障害の状況等が変化することもあるため、特に、

しょうがいしゃ かんけいせい ちょうき にわたる ばあいとう には、ていきょう ごうりてきはいりよ について、てきぎ 見直しを行うことが重要である。

5 教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等す

ばあい には、ていきょう ごうりてきはいりよ 内容に大きな差異が生ずることにより しょうがいしゃ が不利を受けることのないよう、いたくとう じょうけん 条件に、たいおうようりょう ふまえたごうりてき 配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

だい5 かじゅう ふたん きほんてき かんがえかた 第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん については、こべつ じあん 個別の事案ごとに、い か ようそとう こうりよ ぐたいてきばめん や 状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担にあたりと判断した場合は、しょうがいしゃおよびひつよう おうじてしょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ 障害者及び必要に応じて障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

○ 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）

○ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○ 費用負担の程度（行財政運営の適正化など財政上の要請）

だい6 ごうりてきはいりよ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

だい4 しめした とおり、ごうりてきはいりよ ぐたいてきばめん や 状況に応じて異なり、多様かつ

個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

なお、具体例は、施行後も必要に応じて見直しを行うものとする。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ① 主として物理的環境への配慮に関するもの
 - 段差がある場合は、車椅子利用者に対して、キャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す、移動の支援等の補助をする、スロープがある移動経路への案内などをする。
 - 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
 - 目的の場所まで案内する場合は、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置取り（前後・左右・距離等）について、障害者の希望を聞いたりする。
 - 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合は、会場や教室の座席位置を出入口付近にする。
 - 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった場合は、速やかに対応する。ただし、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を置くなど、臨時的休憩スペースを設ける。

○ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類をおさえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

○ 災害や事故が発生した際に、施設内の放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者等に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく情報を伝え、避難場所を案内し誘導を図る。

○ 聴覚障害者等に対し、施設内の放送を文字化したり、電光掲示板で表示したりする等のサービス提供について可能な範囲で配慮や工夫をする。

○ 移動に困難のある児童生徒等の介助者のための駐車場を確保したり、通常使用する教室をアクセスしやすい場所にしたりする。

○ 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する。また、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。

②主として人的支援の配慮に関するもの

○ 家族、支援者、介助者等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、校内での待機を許可する。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

○ 学校、社会教育施設などにおいて、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、要約筆記等の多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするな

りする。

- 駐 車 場 等 で 通 常、口 頭 で 行 う 案 内 を、紙 に メ モ を し て 渡 す。
ちゅうしゃじょうどう つうじょう こうどう おこなうあんない かみ わたす
- 書 類 記 入 の 依 頼 時 に、記 入 方 法 等 を 本 人 の 目 の 前 で 示 し た り、分 かり や す い 記 述 で
しよるいきにゆう いらいじ きにゆうほうほうどうほんにん め まえ しめしたり わかりやすいきじゆつ
伝 達 し た り す る。本 人 の 依 頼 が あ る 場 合 に は、代 読 や 代 筆 と い っ た 配 慮 を 行 う。
でんたつほんにん いらい ぼあい だいどく だいひつ はいりよ おこなう
- 比 喩 表 現 等 が 苦 手 な 障 害 者 に 対 し、比 喩 や 暗 喩、二 重 否 定 表 現 な ど を 用 い ず に
ひ ゆ ひょうげんどう にがて しょうがいしゃ たいし ひ ゆ あんゆ にじゅうひていひょうげん もちいず
具 体 的 に わ か り や す く 説 明 す る。
ぐたいてき せつめい
- 障 害 者 か ら 申 出 が あ っ た 際 に、ゆ っ くり、丁 寧 に、繰 り 返 し 説 明 し、内 容 が 理 解 さ
しょうがいしゃ もうしで さい ていねい くりかえしせつめい ないよう りかい
れ た こ と を 確 認 し な が ら 応 対 す る。ま た、な じ み の な い 外 来 語 は 避 け る、漢 数 字 は
かくにん おうたい がいらいご さける かんすうじ
用 い な い、時 刻 は 24 時 間 表 記 で は な く 午 前 ・ 午 後 で 表 記 す る な ど の 配 慮 を 念 頭 に
もちいない じこく じかんひょうき ごぜん ごご ひょうき はいりよ ねんどう
置 い た メ モ を、必 要 に 応 じ て 適 時 に 渡 す。
おいためも ひつよう おうじててきじ わたす
- 会 議 の 進 行 に 当 た り、資 料 を 見 な が ら 説 明 を 聞 く こ と が 困 難 な 視 覚 又 は 聴 覚 に
かいぎ しんこう あたり しりょう み な が ら せつめい きく こんなん しかくまた ちょうかく
障 害 の あ る 委 員 や 知 的 障 害 や 精 神 障 害 (発 達 障 害、高 次 脳 機 能 障 害 を 含 む。) 等
しょうがい いいん ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい こうじのうきのうしょうがい ふくむ とう
の あ る 委 員 に 対 し、ゆ っ くり、丁 寧 な 進 行 を 心 が け る な ど の 配 慮 を 行 う。
いいん たいし ていねい しんこう こころがける はいりよ
- 会 議 の 進 行 に 当 た っ て は、職 員 等 が 委 員 の 障 害 の 特 性 に 合 っ た サ ポ ー ト を 行 う な
かいぎ しんこう あた っ て しよくいんどう いいん しょうがい とくせい あ っ た さ ぼ ー と おこなう
ど、可 能 な 範 囲 で の 配 慮 を 行 う。
かのう はんい はいりよ おこなう
- 知 的 障 害 者、精 神 障 害 者 (発 達 障 害 者、高 次 脳 機 能 障 害 者 を 含 む。) 等 か ら、発 言
ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ はつたつしょうがいしゃ こうじのうきのうしょうがいしゃ ふくむ とう はつげん
等 を 求 め る 場 合 は、時 間 に 余 裕 を 持 つ な ど の 対 応 を 行 う。
とう もとめるばあい じかん よゆう もつ たいおう おこなう
- 教 育 委 員 会 が 開 催 す る 会 議、セ ミ ナ ー 等 に お い て 出 席 者 の 状 況 に 応 じ、手 話 通
きょういくいんかい かいさい かいぎ せ み な ー とう しゆつせきしゃ じょうきょう おうじ しゆわつう
訳 者 や 要 約 筆 記 者 等 の 配 置、点 訳 や ル ビ 付 き 資 料 等 を 提 供 す る。
やくしゃ ようやくひつきしゃとう はいち てんやく るびつきしりょうとう ていきょう

○ 通知等に記載する問い合わせ先に、電話番号だけでなく、ファクス番号等を記載する。

○ 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業

で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に

渡したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与える。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

○ 障害の特性に応じて、順番を待つことが困難な障害者に対し、周囲の者の理解を

得た上で、手続き順を入れ替える。

○ 障害者が立って列に並んで順番を待っている際に、周囲の者の理解を得た上で、

当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン、手話通訳者、

黒板等に近い席を確保する。また、スクリーンの配置については出席者の状況に

十分配慮する。

○ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

○ 教育委員会の施設の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数

見込まれる場合は、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に

変更する。

- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作、不随意運動等がある場合は、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者、介助者等の同席を認める。
- 社会教育施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、安全の確保をした上で、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。
- 入学者選抜に係る検査や定期試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での対応、検査や試験の時間延長、拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のリスニングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。
- 障害により学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、障害の状態や教育的ニーズに応じて、分かりやすい教材を用意する。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。

- 日常的に医療ケア等を要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあること
 などを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が
 日常的支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に
 確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に
 対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性
 を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習
 機会を確保する方法を工夫する。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等
 の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりす
 る。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置として
 レポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、
 能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合
 によっては本人の意向を確認したりする。また、心理面で配慮を要する児童生徒等の
 ために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合
 があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。

○ 理科の実験などでグループワークができない児童生徒等や、実験の手順や試薬を混同するなど、作業が危険な児童生徒等に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別支援のための人的配置を工夫したりする。

第7 市立学校における相談体制の整備

各学校（幼稚園を含む。）においては、校長（園長を含む。）のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、障害のあるなしにかかわらず、すべての児童生徒等を対象とし、実態把握や支援方策の検討等を行う。

校長は、支援教育の実施の責任者として、自らが支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、相談体制を整備し、組織として十分に機能するよう職員を指導することが重要である。

相談体制は、校長、副校長、教頭、支援教育コーディネーター、総括教諭、児童生徒指導担当教諭、通級による指導担当教諭、養護教諭、対象の児童生徒等の学級担任、その他必要と認められる者で構成する。

相談体制を構成する者が、児童生徒等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明について、校長のリーダーシップのもと、合意形成に向けた検討を組織的に行う。学校と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、教育委員会が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応する。